

## ひたちテレワーク移住促進助成事業（賃借）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の一環として、テレワークに関する企業の取組が進展するとともに、地方への移住に対する人々の意識及び行動が変容することを見据え、県外からの移住促進を図ることを目的に、県外への勤務等を継続しながらテレワークを行うために本市に移住し、住宅を賃借する移住者に対し、予算の範囲内において、助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (2) 併用住宅 同一建築物内に居住部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している住宅をいう。
- (3) 共同住宅 一つの建物に複数の世帯が暮らせる住居がある住宅をいう。
- (4) 住宅 戸建住宅、併用住宅又は共同住宅をいう。
- (5) 賃貸借契約 住宅の使用、収益について賃料を支払う契約をすることをいう。
- (6) 移住者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき茨城県外の市区町村の住民基本台帳に1年以上記載されていた者（国外から転入した者を除く。）で、市内の住宅の取得等を機に、令和2年10月1日以降に本市に転入し、本市の住民基本台帳に記載された日において、40歳未満の者（移住者に配偶者がある場合は、いずれかの一方の者が40歳未満である世帯）
- (7) 親世帯 移住者の一親等の直系尊属が属する世帯をいう。
- (8) 同居 賃借した住宅に移住者とその親世帯が生活の本拠地として居住することをいう。
- (9) 近居 移住者が賃借して居住した住宅とその親世帯が居住する住宅が、市内において直線距離で1km以内又は同一小学校区内若しくは隣接する小学校区の区域内に所在することをいう。
- (10) 家賃 賃貸借契約書に規定されている月額賃料をいう。
- (11) テレワーク 労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外勤務等をいう。
- (12) 通信環境整備費 テレワークを行うに当たり必要となる通信環境の整備、機器の購入等に係る費用をいう。
- (13) ひたちテレワーク応援チケット 市長が別に定める市内のコワーキング施設及び公共施設内カフェ（以下「コワーキング施設等」という。）において料金を支払うことができるチケットをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 移住者であること。
- (2) 次の要件のいずれかを満たす仕事を行う者であること。
  - ア 県外の企業等を勤務場所としながら市内でテレワークをしている者
  - イ フリーランスの者で、県外の企業等から継続して受注しながら市内でテレワークをしているもの
- (3) 次の要件を全て満たす住宅の賃貸借契約を書面で締結していること。
  - ア 契約締結日が令和2年10月1日以降であること
  - イ 契約の相手方が一親等以内の親族でないこと。
- (4) 世帯の全員が、賃借した住宅に住民登録をし、5年以上居住する見込みであること。
- (5) 同居又は近居を予定する者のうち、日立市の市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納している者がいないこと。
- (6) 自己が属する世帯の全員が、同一の住宅について、ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業実施要綱及び山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成事業実施要綱又は山側住宅団地住み替え促進家賃助成事業実施要綱に基づく助成を受けていないこと。
- (7) 賃借した住宅が移住者の居住の用に供されること。

(対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、住宅の月額家賃等に係る経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する世帯に、次の各号に定める額を助成する。ただし、助成上限額は500,000円とし、第1号と第2号の合算額が助成限度額を超える場合は、初期費用支援額で調整するものとする。

- (1) 賃貸借契約に係る家賃の助成額（以下「家賃助成」という）

月額家賃に1/2を乗じた金額（千円未満は切り捨て）又は40,000円のいずれかの低い金額とし、最大12箇月分とする。
  - (2) 初期費用支援額は、100,000円とする。
- 2 申請者の属する世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の助成金に、次の各号に定める額を加算する。ただし、第1号と第2号を重複して申請することはできない。
- (1) 同居の場合（以下「同居加算」という。） 100,000円

- (2) 近居の場合（以下「近居加算」という。） 50,000円
- (3) 賃借した住宅において日立市企業局が供給する水道を使用する場合 15,000円
- (4) テレワーク助成
- ア 通信機器整備費 最大200,000円（実費分）
  - イ 交通費相当額 100,000円
  - ウ コワーキング施設等利用料（ひたちテレワーク応援チケット）最大100,000円（実費分）
- （助成の申請）

第6条 申請者は、賃貸借契約をした住宅に、住民登録を行い、市内でテレワークを行う場合に、テレワーク助成を申請することができる。

- 2 申請者は、住民登録後6箇月以上経過し、かつ6箇月分の家賃の支払いが完了したときにその対象期間に係る家賃助成の申請をすることができる。
- 3 申請者は、住民登録後12箇月以上経過し、かつ12箇月分の家賃の支払いが完了したときにその対象期間に係る家賃助成の申請をすることができる。
- 4 申請者は、第1項の申請を行う場合にはひたちテレワーク応援チケット申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が属する年度の3月15日（同日が日立市の休日を定める条例（平成元年条例第35号）第1条に定める休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 住宅の賃借に係る賃貸借契約書の写し（契約者、所在（地番）、契約日、延床面積及び家賃等が確認できるもの。）
  - (2) 賃貸借契約を行う住宅が併用住宅である場合は、居住部分の面積が確認できる建築図面等
  - (3) 申請者の属する助成対象世帯（同居加算又は近居加算を受けようとする場合は、その親世帯を含む。）のひたちテレワーク移住促進助成の申請に係る誓約書兼同意書
  - (4) 同居加算又は近居加算を受けようとする場合は、移住者と親世帯の世帯員との親子関係を証明できる戸籍謄本等の写し
  - (5) テレワーク助成に係る通信機器整備加算を受けようとする場合は、通信機器の購入及び整備に要した費用に係る領収書等
  - (6) テレワーク助成に係るテレワーク応援チケットを受けようとする場合は、第3条第2号に定める勤務要件に応じ、次の書類を提出すること
    - ア 県外の企業等を勤務場所としながら市内でテレワークをしている者
    - (イ) テレワーク勤務証明書（様式第3号）等

イ フリーランスの者で、県外の企業等から継続して受注しながら市内でテレワークをしているもの

(ア) 所得税法第 229 条に基づく開業届若しくは昨年の確定申告書の写し等

(7) その他市長が必要と認める書類

5 申請者は、第 2 項及び第 3 項の申請を行う場合にはひたちテレワーク移住促進助成（賃借）申請書（様式第 2 号）に、次に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が属する年度の 3 月 15 日（同日が日立市の休日を定める条例（平成元年条例第 35 号）第 1 条に定める休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 引き落とし口座の写し、家賃支払い証明書等（家賃支払いの事実が確認できる書類）

(2) その他市長が必要と認める書類

（助成の決定）

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査して、助成の適否を決定し、その結果についてひたちテレワーク移住促進助成（賃借）決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成の申請に係る事項につき、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第 8 条 前条第 1 項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その申請について、内容を変更しようとするとき又は取り止めようとするときは、ひたちテレワーク移住促進助成（賃借）決定変更申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、助成の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消し、又は変更したときは、ひたちテレワーク移住促進助成（賃借）決定変更通知書（様式第 6 号）により当該助成決定者に通知するものとする。

（完了報告及び助成の請求）

第 9 条 助成決定者は、様式第 4 号を受理したときは、助成の申請を行った日の属する年度内に、ひたちテレワーク移住促進助成（賃借）請求書（様式第 7 号。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 振込先口座の通帳の写し等

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支払)

第10条 市長は、前条の請求を適当と認めたときは、助成決定者に対し、助成を行うものとする。

(返還請求)

第11条 市長は、第8条第2項又は次項の規定より助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成が行われているときは、当該助成決定者に対し、期限を定めて助成金の返還を請求する。

2 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消し、助成金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 助成の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合

ウ 第8条第2項の規定により助成の決定を取り消した場合

エ 助成金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

オ 助成金の申請日から1年以内に助成金の要件を満たす職を辞した場合

カ その他市長が不相当と認めた場合

(2) 半額の返還

ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から適用する。